

成年後見人が選任後すぐに行うことは

Q

私は、入院患者で認知症のAさんの成年後見人を引き受けることになり、家庭裁判所から成年後見人に選任する旨の審判書謄本が届きましたが、成年後見人として、さっそく私がしなければならないことは何でしょうか。

A

成年後見人は遅滞なく被後見人の財産の調査に着手し、原則として1か月以内に、その調査を終わり、目録を作成して家庭裁判所に提出しなければなりません。また、成年後見人は、その就職の始めにおいて、被後見人の生活、教育または療養看護および財産管理のために毎年支出すべき金額を予定しなければなりません。したがって、成年後見開始の審判が確定したら、まず、被後見人の生活状況や、資産・収入・支出の状況を調査し、被後見人名義の預金通帳や不動産の登記簿権利証等を保管している者からその引渡しを受けることが必要となります。そのために、被後見人や申立人を含むその親族、親しい知人等の関係者に面談を求めて事情を聴取し、金融機関や役所等に成年後見人の選任の届出を行って収支および残高の確認をする等の必要があります。被後見人が建物を所有している場合には、火災保険契約の有無を確認して、遺漏なく保険契約に加入しておくことが必要です。それと並行して、身上監護に関する事務を適切に進めるため、被後見人の健康状態、生活状況も関係者から聴取することとなります。健康保険被保険者証（被後見人が75歳以上の場合には後期高齢者医療被保険者証）の確認、介護保険利用の場合には介護保険被保険者証の確認をします。

成年実務一六

解説

1 成年後見人の財産調査と財産目録の作成

四二一 後見開始（後見開始と成年後見人の選任）の審判書が送達されても直ちに成年後見人として行動を開始するものではありません。審判について即時抗告（家事123）がなく所

定の期間（2週間）（家事86①）が経過すると審判が確定し、審判確定後に成年後見人としての職務を開始することとなります。

成年後見人は（審判確定後）遅滞なく被後見人の財産の調査に着手し、原則として1か月以内にその調査を終わり、その目録を作成して家庭裁判所に提出しなければなりません（この期間内に提出が難しい場合は裁判所の裁量で期間を伸長することができます。）（民853）。また、成年後見人は、その就職の始めにおいて、被後見人の生活、教育または療養看護および財産の管理のために毎年支出すべき金額を予定しなければなりません（民861）。このため、被後見人や申立人を含むその親族、親しい知人等に面談を求めて事情を聴取したり、被後見人の預金があることが判明した銀行等の金融機関については、後見届出をなし、通帳の記帳や残高証明を求めたりする等の手段により、被後見人の財産を確認・確保するとともに、成年後見人以外の者が金員を引き出したり口座を解約したりすることを防止します。また、利用の痕跡（振込控え等）がある金融機関については、預貯金の調査（郵便貯金現存調査依頼等）を依頼します。

2 成年後見人であることの証明—登記事項証明書と審判書抄本—

金融機関等の第三者から事情を聴取するには、成年後見人であることの証明が要請されます。審判確定後、家庭裁判所は法務局に後見登記を嘱託しますので、成年後見人は法務局から登記事項証明書を取り寄せ、これにより成年後見人であることを証明して調査事務を進めることとなります。登記事項証明書は、東京法務局後見登録課あるいは全国の法務局（地方法務局）の本局の戸籍課で入手できますが、郵送による場合は、東京法務局後見登録課に宛てて申請することになります。

登記事項証明書を入手するまでの間に調査事務を行うことが必要な場合は、登記事項証明書に代わるものとして家庭裁判所から審判書抄本と確定証明書の発行を受け（家事47①）、これによって成年後見人であることを証明して調査を進めることも可能です。

成年後見人の住所として自宅住所を登記事項証明書、審判書抄本に記載することが原則ですが、自宅住所を開示しないこと等が望ましい事案では、第三者後見人である成年後見人の（弁護士）事務所住所を住所として表示できるなど、各家庭裁判所によって扱いに工夫をしている場合もありますので、成年後見人に選任される際に、家庭裁判所に問い合わせるとよいでしょう。

3 成年後見人の調査の方法（その1）—家庭裁判所の記録の閲覧—

適切に後見事務を行うためには正確に状況を把握しておく必要があります。そのためには、申立書やその添付資料など家庭裁判所に提出された記録を閲覧することがまず考えられます。家庭裁判所の許可があれば記録の謄写をすることも可能です（ただし、謄写記録の保管には十分な注意が必要です）。申立書などについては、申立人あるいはその代理人弁護士との関係が円満であれば、コピー等をもらうこともできるでしょう。

記録の閲覧に際しては、被後見人の財産の状況やその保管状況、支出状況に加えて、親族との関係や施設に入所している場合には、その職員との関係などにも注意する必要があります。記録に記載されていない事項についても、家庭裁判所の担当の書記官・調査官等が口頭レベルでの情報を有している場合もありますので、記録を読んだ上で不明の点は、受任時点で書記官・調査官に確認するのも1つの方法と考えられます。

また、申立時に財産目録が提出されていますので、通帳等の所在が分かる場合には、これを保管する者に対し引渡しを求めて、記帳の上、入出金記録を検討すると他の財産の所在が判明することもあります（例えば、保険料の振り替え記録等）。

成年
実務
一六

4 成年後見人の調査の方法（その2）—被後見人および関係者との面接—

被後見人の財産を正確に把握し適切な後見事務を行うためには、被後見人および関係者（親族・知人）から事情を聴取する必要があります。面談の際には、金融機関からの残高通知、年金の支払通知、固定資産税の通知等の郵便物の持参を求めることが有効です。

被後見人の身上監護の方針を立てるためには、被後見人と面接し、生活や療養状況を把握しておく必要があります。この際、被後見人の生活している場所を訪問して面談を行うほうがよいでしょう。面談に際しては、被後見人の介護を行っている親族や施設の担当者などに立ち会ってもらい、紹介をしてもらう形式をとると被後見人も安心できるでしょう。健康保険被保険者証（被後見人が75歳以上の場合は後期高齢者医療被保険者証）の確認、介護保険利用の場合には介護保険被保険者証の確認も必要です。

被後見人との面談の際に、被後見人の話しぶりから、その生活歴、財産、収入・支出状況に関する情報や適切な看護がなされているかの情報を得ることができる場合があります。また、併せて、被後見人の介護を行っている者、ケアマネジャーや主治医、

四
三

施設の職員などとも面談をしておく、財産管理・身上監護のよりよい方針を立てるための情報を得られる可能性が高いでしょう。

面談結果については、記録を残しておく、裁判所への報告等を行う際にも有益です。

5 調査により判明した財産の管理と確保

財産管理は成年後見人の職務ですから、判明した財産は確保する必要があります。具体的には、不動産の登記済権利証あるいは登記識別情報、保険証券、預貯金の通帳、キャッシュカード、銀行届出印、年金証書、貴金属類などを預かり、金庫や貸金庫等で保管することになります。後見開始の審判があると、被後見人の印鑑証明書は発行されなくなりますが、実印・印鑑登録カードも念のため預かっておきましょう。建物を所有する場合には火災保険契約の有無を確認して、遺漏なく保険契約に加入しておくことが必要です。

申立時においてこのような財産を管理していた者がいる場合には、引渡しを求めますが、引渡しを拒絶される場合には、成年後見制度の趣旨を説明して引き渡すよう説得する必要があります。それでも拒否する場合には再発行、改印届出などで対応する必要があります。またどうしても応じない場合には、家庭裁判所に事情を報告して協力を要請し、家庭裁判所と共同して対応を検討すべきです。

1か月以内に財産目録を家庭裁判所に提出する必要がありますが、多数の財産がある場合や、財産を管理していた関係者からの協力が得られない場合などの事情で、期間内に財産目録が提出できない場合には、家庭裁判所に期間の伸長の許可を申し立てることができます(民853①)。後見監督人が選任されている場合には、財産の調査、目録の調製には、後見監督人の立会いが必要です(民853②)。

6 関係機関への届出

通帳や保険証券の占有を確保したら、当該銀行や保険会社・証券会社などの金融機関に対して、成年後見人に選任された旨の届出をしておく必要があります。通帳等の占有を確保しただけでは、成年後見人の知らないうちに金員が引き出されたり、口座が解約されてしまう危険もあります。届出書は各金融機関所定の書式が用意されていますので、届出書を手し、各金融機関に遺漏のないように成年後見届を提出してください。

また、成年後見人は、国民年金現況届用紙（国民年金を受給するために届出が必要な場合があります。）や健康保険被保険者証（後期高齢者医療被保険者証）、介護保険被保険者証、医療受給者証等の書類を入手する必要がありますので、年金事務所や担当の役所に送付先を成年後見人に変更する届出をします。しかし、国民年金については、送付先を成年後見人とする扱いが可能です。健康保険証等については、本人の所在確認をする必要があるとのことで、被後見人の住所に転送不要の付記をして発送するケースも多いので、役所と送付方法について交渉する必要があるでしょう。被後見人が家族と同居している場合や施設に入所している場合において、家族や施設の担当者と信頼関係があるときは、送付があった都度連絡をもらうよう依頼しておくことも1つの方法でしょう。

アルコール依存症の被後見人への対応は

Q

アルコール依存症のAさんの成年後見人をしています。先日、Aさんの家に行ったところ、近所の酒屋から清酒1.8リットル入り5本が届けられていたので注意しました。Aさんは、「酒くらい自由に飲ませろ」といって聞き入れません。私からこの酒屋に申し入れて清酒の購入を取り消すことはできるでしょうか。

A

この問題は、自己決定権の尊重と本人の保護のいずれを重視し、どう調整するかという問題であり、十分に議論が深められてはいない状況にあります。個人尊重の観点から、原則としては取り消すことはできないと解されますが、アルコール依存症と診断されているのであれば、その治療を勧めるべきです。

解説

1 アルコール依存症の病態

アルコールや薬物などの精神作用物質を繰り返し乱用することによってやめられなくなる場合を依存または依存症といい、その物質がアルコールである場合がアルコール依存症です（小学館・家庭医学館編集委員会編『ホーム・メディカ家庭医学館』1053頁（小学館、平成11年））。

アルコール依存症に罹患すると、始終アルコールを飲んで飲みつぶれ、目が覚めればまた飲むという連続飲酒状態に陥る場合があります。過度の飲酒が長期間に及ぶと嫉妬、妄想などの精神病症状が現れ、脳萎縮が進行して認知症に陥る場合があります。また、肝機能障害、急性・慢性膵炎、糖尿病、ビタミン欠乏症に陥る場合があります。このようにアルコール依存症は心と体の疾病を合併するので、その治療にあたっては一般病院と精神病院のどちらでも診療が可能とされています（小学館・家庭医学館編集委員会・前掲書1053・1054頁）。

2 成年後見人による取消権の範囲と制限

成年被後見人は、精神上の障害により判断能力を欠く常況にあり、日常の買物等も成年後見人に代理してもらうことが多いと考えられますが、一時的に意思能力が回復しているときに被後見人が自ら行った日常の買物行為は有効であって、それを成年後見人が取り消せるかどうかについては立法の変遷があります。

平成11年改正前の民法9条は「禁治産者の行為は之を取消すことができる」と規定して取消権に制限をつけていませんでしたが、平成11年改正後の現行9条は原則取消可能とした上で「ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りではない」と規定し、制限を設けました。これは被後見人の自己決定権の尊重とノーマライゼーション（前掲「被後見人が精神科病院を退院するときの対応は」の解説「2 精神障害者施策の変遷と相談業務の総合化・一本化」を参照してください。）の理念から導かれたものです（小林昭彦ほか編『一問一答新しい成年後見制度』98頁（商事法務研究会、平成12年））。

3 日常生活に必要な行為の範囲と嗜好品の購入

日常生活に関する行為とは、一般的に「本人が生活を営む上において通常必要な法律行為」をいい、その範囲は、各人の職業、資産、収入、生活の状況や当該行為の個別的な目的等の事情のほか、当該法律行為の種類、性格等の客観的な事情を総合的に考慮して判断するのが正しいと考えます（小林ほか・前掲書99頁、野田愛子ほか編『新版Q&A 高齢者財産管理の実務』99・100頁（新日本法規出版、平成13年））。具体的には、①食料品、衣料品等の買物、②光熱水道費の支払、③近隣へ出かけるための交通費、④毎月の地代、家賃の支払、⑤こうした支払に必要な範囲の預貯金の引出などが挙げられます（小林ほか・前掲書100頁、大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター編『成年後見人の実務』23頁（平成15年））。

酒類やタバコなどの嗜好品は、使用者にとっては日用品であり、アルコール依存症になっているとか、チェンスモーカーであるなどの使用者の属性によって区別される理由はないので、こうした嗜好品の購入は日用品の購入とみてよいでしょう。問題は、その購入、そして使用が病状の悪化を誘発、助長し、周囲への迷惑行為となって現れる危険性がある場合でも取消権の対象外とすべきかどうかとの点にあります。

4 自己決定権の尊重と本人保護の責務との対立と調和

自己決定権というのは、個人の尊重から導かれる指導原理です。

憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対

する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定し、個人の尊重が国政の基本であると宣言しています。自己決定権というのは、この幸福追求権から導かれる権利で、周囲に迷惑を掛けず、法令や社会規範に反しない限り、自分の生き方は自分の意思で自由に決定できるという権利です(清水勇男著『公証人が書いた老後の安心設計』81頁(日本経済新聞社、平成17年))。

自己決定権は、自己実現の欲求という形でさまざまな場面で主張されています。結婚しない自由とか、避妊、髪型、服装、化粧、葬儀、埋葬、法要の選択の自由などもその一部です。この権利・自由は制約できるのか。できるとしたらどこまでかは難しい問題ですが、幸福追求権も「公共の福祉に反しない限り」において認められるというのが憲法13条の立場なので、上記のとおり、「周囲に迷惑を掛けず、法令や社会倫理に反しない限り」との制約の下に認められる権利・自由だとするのが妥当だと解されます(清水・前掲書80頁)。

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を行うにあたっては成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状況に配慮しなければならないとされています(民858)。本人保護のための身上配慮義務を強調すれば、アルコール依存症を悪化させることが明らかな清酒の購入契約は取り消すことが可能かつ適切という解釈もあり得ると思います。

しかしながら、日常生活に関する法律行為は取り消せないとした改正民法の規定の理念が上記のように憲法の個人尊重・自己決定権に由来するものである以上、「酒くらい自由に飲ませろ」というAさんの意思を無視して清酒の購入契約を取り消すことは、原則として、できないと解すべきです。

もっとも、このように近所の酒屋から一升瓶で5本も買った日本酒(清酒)について、今さら取り消せないとしたものですが、アルコール依存症と診断されているのであれば、その治療を勧めるべきですし、近所の酒屋には、「今後は売らないでくれ」と一言注意をすること(本人のために)は、必要だと解されます。

また、消費していないものは、返品に応じてくれるようお願いはできると思われま

す。

このような観点から、例えば、①被後見人が措置入院(前掲「精神科病院への入院を拒否する被後見人への対応は」の解説「3 精神障害者の入院の種類と留意点(3)」を参照してください。)の退院者または仮退院者であって、医師から酒類の摂取が嚴重に禁止されており、これを破るときは再発して自傷他害の危険性が現実化する、②被後見人がいわゆる酒乱で、かつ、前掲「1 アルコール依存症の病態」記載のような

心・体の症状が深刻になっており、飲酒を継続するときは本人や家族、周囲の者に回復しがたい重大な影響を及ぼすおそれが顕著である、③その他これらに準ずべき状況にある場合は、適切な医療が受けられるようになるまでの間は、酒類の購入を防止するように努めるものとし、しかし、すでを買ってしまったものについては原則として取消しはできないと解します。

コラム

ご質問については、民法9条の改正（平成12年施行）からあまり期間を経っていないこともあって、判例・学説の集積がなく、判断の難しいところですが、自己決定権の尊重と本人保護という両軸から考えて結論を出しました。一言でいうと、自傷他害またはこれに準ずるような危険性がある場合を除いて、成年後見人はAさんがした酒類の購入契約を取り消すことはできないということになります。

なお、アルコール依存症は病気であり、その病態は医師が診断・治療すべき事項なので、成年後見人としては、自分だけの個人的な経験や判断によって行動するのではなく、常に医師と連絡を取り合い、その意見を十分聞きながら手を打つという姿勢が重要だと考えます。